

新潟県社会人サッカー連盟会計要綱

(収入)

第1条 新潟県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）の収入は、新潟県社会人サッカー連盟規約（以下「規約」という）第164-5条による。

2 上記経費の額は、理事会にて審議し、総会にて決定する。

(支出)

第2条 本連盟の支出は、次下記のとおりとする。

- (1) 本一般財団法人全国社会人サッカー連盟及び北信越社会人サッカー連盟加盟費
- ~~(2) 東日本社会人サッカー大会における当連盟の負担金~~
- (3) 新潟県社会人サッカーリーグ（以下「県リーグ」という）運営費
- (4) 全国社会人サッカー選手権大会新潟県大会（以下「社会人大会」という）運営費
- (5) 全国クラブチームサッカー選手権大会新潟県大会（以下「クラブ選手権」という）運営費
- ~~(6) 新潟県社会人サッカーリーグ交流戦（以下「交流戦」という）日本スポーツマスターズサッカー競技新潟県予選会（以下「マスターズ」という）運営費~~
- (7) 事務費
- (8) 理事長及び各部長通信費
- (9) 会議費
- (10) 表彰費
- (11) 理事長出張費
- (12) 北信越交流費
- (13) 餞別激励費
- (14) 北信越社会人サッカー連盟主管大会運営費における当連盟の負担金
- (15) 予備費
- (16) その他

(審判費)

第3条 審判員日当は、次下記のとおりとし、県リーグ及び社会人大会新潟県大会に於いて、参加チームに割り当てられた副審と第4審判員には、支払わない。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 参加チームの帯同審判員日当（1試合） | 1,000円 |
| (2) 県連盟派遣審判員（主審） | 3,000円 |
| (3) 県連盟派遣審判員（副審と第4審判員） | - |

(役員日当)

第4条 本連盟主催の各大会に召集した役員の日当及び総会・理事総会・各部会に召集した役員の日当は、県協会にならい次下記のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 役員日当 1日 | 2,000円 |
|-------------|--------|

- (2) 役員日当 ~~半日3時間~~以内 1,000~~2,500~~円
- (3) 理事長出張時の日当 2,000~~5,000~~円
- 2 大会運営補助役員の日当は、~~次下記~~のとおりとする。
 - (1) 補助役員日当 1日 2,000~~3,000~~円
 - (2) 補助役員日当 ~~半日3時間~~以内 1,000~~1,500~~円
- 3 役員又は補助役員として、日当の支給拘束時間に、12時から13時又は19時から20時が含まれる時の食事は、本連盟が現物支給又は~~次下記~~のとおり負担する。
 - (1) 役員・補助役員の食事代（1食） 1,000円
- 4 理事長出張時の日当には、食事代を含む。但し、宿泊が必要な場合の日当は、宿泊日数に1日を加えた日数分を支払う。
- 5 運営委員で理事長が認めた場合の出張の日当は、理事長出張時と同額とする。

(旅費)

- 第5条 審判費を支給された審判員の旅費は、~~審判部から請求される別紙資料1~~による。
- 2 役員日当を支給された役員の旅費は、~~県協会にならう別紙資料1~~による。
 - 3 補助役員として召集された者の旅費は、~~支払わない~~。
 - 4 理事長又は理事長が認めた運営委員の~~北信越へ~~の出張時の旅費は、北信越社会人サッカー連盟より支給されるによる。

(グラウンド使用料・設営費及び当番手当)

第6条 グラウンド使用料・設営費及び当番手当は、~~次下記~~のとおりとする。~~但し、石灰代については、実費を支払う。~~

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) グラウンド使用料 | 実費 |
| (2) グラウンド設営費（石灰代等） | 実費 |
| (3) 当番手当（1日） | 2,000 3,000 円 |

(各種大会運営費)

第7条 運営費の支給の対象となる大会は次のとおりとする。

- (1) 県リーグ
- (2) 社会人選手権大会
- (3) クラブ選手権大会
- (4) マスターズ
- 2 運営費は次のとおりとする。
 - (1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当
 - (2) 審判費及び旅費
 - (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
 - (4) 役員日当及び旅費

~~-(県リーグ運営費)-~~

~~第7条—運営費は下記費用とする。~~

- ~~-(1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当~~
- ~~-(2) 審判費及び旅費~~
- ~~-(3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用~~

~~-(社会人選手権新潟県大会運営費)-~~

~~第8条 運営費は下記費用とする。~~

- ~~-(1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当~~
- ~~-(2) 審判費及び旅費~~
- ~~-(3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用~~
- ~~-(4) 役員日当及び旅費~~

~~-(クラブ選手権新潟県大会運営費)-~~

~~第9条 運営費は下記費用とする。~~

- ~~-(1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当~~
- ~~-(2) 審判費及び旅費~~
- ~~-(3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用~~
- ~~-(4) 役員日当及び旅費~~

~~-(交流戦運営費)-~~

~~第10条 運営費は下記費用とする。~~

- ~~-(1) グラウンド使用料・設営費及び当番手当~~
- ~~-(2) 審判費及び旅費~~
- ~~-(3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用~~
- ~~-(4) 役員日当及び旅費~~

(総務費)

第8-1号 連盟を運営する為の一切の費用

2 事務局には、事務局運営費を支給し、その額は次下記のとおりとする。

- (1) 事務局運営費 ○○○○○円

(理事長及び各部長通信費)

第9-2号 理事長及び各部長には通信費を支給し、その額は次下記のとおりとする。

- (1) 理事長及び各部長通信費 ○○○○○円

(会議費)

第10-3号 会議費は次のとおりとするは下記費用とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 役員日当及び旅費
- (3) 食事が必要な時の食事代
- (4) 資料等の作成費及びその他必要な経費

(表彰費)

- 第1 1-4号 県リーグでの楯及び賞状作成費
 2 社会人選手権新潟県大会での楯及び賞状作成費 ??
 3 クラブチーム選手権新潟県大会での楯及び賞状作成費 ??

(理事長出張費)

- 第1 2-5条 全国社会人サッカー連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県外への出張時に支給する。
 2 その他必要な時に支給する。
 3 理事長出張費は、次下記のとおりとする。
 (1) 旅費
 (2) 日当
 (3) 宿泊費
 4 理事長出張費は、次下記のとおりとする。
 (1) 旅 費 J R往復実費又は航空運賃
 (2) 日 当 役員日当による。
 (3) 宿泊費(1日) 10,000円実費

~~(北信越交流費)~~

- ~~第1 6条 本連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県外への出張時に、連盟役員に支給する。~~
~~2 その他必要な時に支給する。~~
~~3 北信越交流費は下記費用とする。~~
~~(1) 旅費~~
~~(2) 日当~~
~~(3) 宿泊費~~
~~4 北信越交流費は、下記のとおりとする。~~
~~(1) 旅 費 J R往復実費又は航空運賃~~
~~(2) 日 当 役員日当による。~~
~~(3) 宿泊費(1日) 実費~~

(激励費餞別)

- 第1 3-7条 全国大会に出場する時支給する。
 2 上記の餞別代は、次下記のとおりとする。
 (1) 激励費餞別 30,000円

(北信越社会人サッカー連盟主管大会)

- 第1 4-8条 社会人大会北信越大会において、新潟県で開催する場合の経費は、北信越社会人サッカー連盟と本連盟が負担する。

- 2 上記大会の費用は次のとおり下記とする。
 - (1) グラウンド使用料
 - (2) 役員日当及び補助役員日当及び旅費
 - (3) プログラム作成費及びボール代
 - (4) 会議費
 - (5) 通信費及びその他の費用
- 3 北信越社会人サッカー連盟との費用の分担方法は、北信越社会人サッカー連盟規定による。

(費用の請求)

第15-9条 費用は担当各部で決算書を作成し、領収書を添付して総務部へ請求する。

(納入)

第16-2-0条 本連盟加盟費及び準加盟費は、連盟へ納入する。

- 2 県リーグ参加費は、連盟へ納入する。
- 3 社会人大会新潟県大会参加費は、競技技術部へ納入する。
- 4 クラブ選手権参加費は、競技技術部へ納入する。
- 5 その他の一切の費用は、連盟へ納入する。

(納入期日)

第17-2-1条 決められた期日までに、必ず納入すること。

(その他)

第18-2-2条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、理事長が調査し、理事総会で審議し、総会に諮り決定する。

附則

本要綱は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成10年 4月 改正

平成26年 4月 1日改正

令和 6年 4月 1日改定